

令和8年度高松市ひとり親家庭福祉増進事業実施団体を募集します

本市では、ひとり親家庭の心身の健全な発達に寄与する事業を支援する団体に補助金を交付します。希望される団体は次の事項を確認の上、必要書類をご提出ください。

1 対象団体

- (1) 市内に事務所又は拠点を有し、ひとり親家庭の心身の健全な発達に寄与する自主的な団体
 - (2) 非営利活動の事業を行う団体
 - (3) 政治上又は宗教上の組織に属さない団体
- ただし、補助を受けようとする団体が、同一内容の事業を実施することで他からの補助等を受けている場合または受ける予定がある場合は、応募資格を有しません。

2 補助団体数

3団体（選考により決定します）

3 申請受付期間・時間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）まで（土・日曜日は除く）
午前8時30分から午後5時まで

4 事業実施期間

令和8年6月1日（月）から令和9年3月31日（水）まで

5 申請方法

次の申請書類に必要事項を記入し、申請受付期間内に高松市こども家庭課（市役所6階）に御持参ください。

【申請書類】

- (1) 交付申請書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類
(事業計画書・会員名簿・会則・団体概要書・その他参考資料)

6 補助対象事業

交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする

- (1) ひとり親家庭の交流（相談会、情報交換会等）に関する事業
- (2) ひとり親家庭への研修（セミナー、講習会等）に関する事業
- (3) ひとり親家庭の子どもを育ちを応援するイベントの運営に関する事業
- (4) その他、ひとり親家庭の福祉の増進を達成するために、市が必要と認める事業

7 予定補助額

補助対象事業に要する経費の一部を予算の範囲内（上限20万円）で補助します。（概算払い）

8 注意事項

- (1) 事業修了後、実績報告が必要です。報告の際に、高松市ひとり親家庭福祉増進事業実施に係る費用について、支出内訳がわかる書類（領収書の写し等）や、活動の実施状況がわかる書類（広報誌等）を提出していただきますので、必要書類の保管と整理に努めてください。
- (2) 同一の事業に対して、国又は他の地方公共団体等からの補助金、助成金等の交付を受けていない（受ける予定がない）事業にしてください。
- (3) 補助条件について、実績報告時に条件を満たしていないことが明らかになった場合は、補助金を返還してもらう場合があります。



お問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市こども家庭課 家庭支援係
TEL 087(839)2353 e-mail kodomo@city.takamatsu.lg.jp